

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

医療の現場における医師の働き方改革について令和六年四月から新制度が始まる一方で、医師とともに現場を支える職員の処遇改善にはまだまだ不十分な点があり、特に看護補助者の処遇改善が進んでいない状況である。また、介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障をきたす事態が深刻になっている。

今日、最低賃金の引上げや大手企業を中心とした基本給の引上げなどによって賃上げが進む中で、看護補助者や介護職員などの賃金格差が更に拡大している。

また、今年八月に出された人事院勧告は民間企業の賃上げを受けてプラス改定の勧告となり、これに連動して私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置費などは今年四月にさかのぼって増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には勧告内容が反映されない状況である。

介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置付けられているにもかかわらず、低賃金、人手不足による過酷な労働を強いられている。このような状況が続けば職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなるおそれがある。

よって、政府におかれては、看護補助者や介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し生活を保障する取組を迅速に推進するため、次の措置を講ずるよう強く求める。

- 一 医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、令和六年度の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ十分な報酬の増額と併せて処遇改善等を行うこと。
- 二 新型感染症の流行期におけるサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当の支給など、地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用を推進すること。
- 三 介護や障害福祉を支える職員について、公営住宅の空き家の「地域対応活用」を促進すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和五年十二月十三日

大分県議会議長 元 吉 俊 博

内閣総理大臣	岸田文雄 殿
厚生労働大臣	武見敬三 殿
国土交通大臣	斉藤鉄夫 殿